2　前項の令和七年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であって、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たものとする。

一　令和七年度の末日における財政安定化基金の残高の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

二　次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、令和七年度において見込まれる額とする。）

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（令和七年度において見込まれる額とする。）

ハ　令和八年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（令和七年度において見込まれる額とする。）

三　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（令和七年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（令和七年度において見込まれる額とする。）の総額

3　両年度基金残高不足都道府県に係る第一項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額及び同条第四項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額及び第一項の同条第四項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額の合算額並びに第一項第一号」とする。

4　前項の両年度基金残高不足都道府県は、第二項に規定する令和七年度基金残高不足都道府県のうち、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足するものであって、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たものとする。

一　令和七年度の末日における財政安定化基金の残高

二　次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。）

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業借入金の償還見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ハ　令和八年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

三　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ハ　令和八年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

5　令和六年度から令和八年度までの計画期間における令和八年度基金残高不足都道府県に係る第十二条第一項、第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「第一号」とあるのは「当初見込拠出金の額（第一号」と、「とする」とあるのは「をいう。）及び期中追加拠出金の額（当該都道府県の附則第三条の三第六項に規定する不足する額の三分の一に相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める額に同号に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の合算額とする」と、同項各号中「見込額」とあるのは「見込額（令和五年度において見込まれる額とする。）」と、「都道府県内標準給付費等総額」とあるのは「当初見込都道府県内標準給付費等総額」と、同条第二項中「市町村の拠出金の額」とあるのは「市町村の同項に規定する当初見込拠出金の額」と、同条第四項及び第六項中「第一項第一号に掲げる額」とあるのは「第一項の厚生労働大臣が定める額及び同項第一号に掲げる額の合算額」とする。

6　前項の令和八年度基金残高不足都道府県は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額に不足する都道府県であって、当該不足する額を厚生労働大臣に申し出たもの（第二項に規定する令和七年度基金残高不足都道府県を除く。）とする。

一　令和七年度の末日における財政安定化基金の残高

二　次のイからハまでに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中に都道府県が法第百四十七条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額（前項の規定を適用しないとしたならば、同年度において見込まれる額とする。）

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村の基金事業借入金の償還見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ハ　令和八年度中の法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額（同年度において見込まれる額とする。）

三　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業交付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

ロ　令和八年度中の都道府県内の各市町村に対する基金事業貸付金の見込額（同年度において見込まれる額とする。）の総額

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十三号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第五項並びに」を「第五項、」に、「に規定する申出の」を「並びに社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下「令和七年改正法」という。）附則第四十条第一項、第二項及び第五項の規定による申出の」に、「及び平成十六年改正法附則第二十三条第二項に規定する」を「、平成十六年改正法附則第二十三条第二項及び令和七年改正法附則第四十条第二項の規定による」に改め、同条第三号イ中「及び」を「、令和七年改正法附則第四十条第一項の規定による被保険者及び」に改める。